

給水装置工事の申込み～しゅん工検査の流れ

指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」）は、給水装置工事申込者から給水装置工事を受注した後、守口市水道条例（以下「条例」）に基づき、市に当該工事に関する必要な手続きを行ってください。

【解説】

給水装置工事及び給水装置工事申込みは、指定業者により施行されるものであるため、指定業者は条例、規程等で定められた取扱い等を十分に理解し、的確に事務処理及び施工を行ってください。

